

# 三重縣公報

第五千八百四十号

昭和二十二年九月二十六日  
金 曜 日

## 規 則

●三重縣規則第三十九号

三重縣水産製品検査手数料規則の一部を、次のように改正し、公布の日から、これを施行する。

昭和二十二年九月二十六日

第三条中「七種」を九種に、「拾圓收入證紙、地色、焦茶」の次に、次の二種を加える。

- 第三拾圓 收入證紙 地色 藍
- 百拾圓 收入證紙 地色 黒
- 様式第三号「水産製品検査手数料收入證紙交付申請書」の「拾圓收入證紙」の次に、次の二種を加える。
- 五拾圓 收入證紙
- 百圓 收入證紙

## 告 示

●三重縣告示第三百九十八号

揚繰網漁業を、次のように許可した。  
昭和二十二年九月二十六日

三重縣知事 青 木 理

許可番号	許 可	漁業者の住所氏名	漁業の場 所	漁獲物の種類	漁業の時期	許可期間
四六二二	昭和二十二年九月二十六日	宿田市々東	桑名郡木曾町	このしろ	一月から十二月三十一日まで	五年
四六二三	昭和二十二年九月二十六日	渡邊新三郎	會郡二見町	このしろ	一月から十二月三十一日まで	五年

条件制限

免許を受けた漁業を、妨げてはならない。

●三重縣告示第三百九十九号

三重縣水産製品検査手数料規則第四條の規定による、收入證紙賣捌人を、次の通り指定する。  
昭和二十二年九月二十六日

三重縣知事 青 木 理

- 三重縣水産製品検査所
- 三重縣水産製品検査所支所

三重縣アラメ、カシメ、ヒジキ、加工業組合

●三重縣告示第四百号

三重縣衣料品小賣業者諮問委員會規程を、次のように定める。  
昭和二十二年九月二十六日

三重縣知事 青 木 理

三重縣衣料品小賣業者諮問委員會規程

第一條 三重縣衣料品小賣業者諮問委員會(以下單に委員會と  
いう)は、衣料品配給規則第三條及び第十一條の規定によつ  
て、三重縣知事の諮問に應じ、三重縣内における衣料品の調  
滑な配給を図るため、衣料品小賣業者の登録及びこれに對す  
る在庫許可数量の割當に關する事項を調査審議する。

第二條 委員會は、その事務所を三重縣廳經濟部商工課に置く。  
委員會は、三重縣知事の監督に属する。

第三條 委員會は、會長一名、副會長一名及び委員四十名以内  
で、これを組織する。特別の事項を調査審議するため、必要  
ある場合においては、委員會に、臨時委員を置くことができる。

委員會の會長は、三重縣知事をこれにあて、副會長、委員、  
及び臨時委員は、次に掲げる者の中から、三重縣知事がこれ  
を委嘱する。

- 一 關係各廳の官公吏
- 二 學識經驗者
- 三 衣料品の販賣業者

附 則

第四條 委員會の所掌事項を分掌させるため、必要ある場合に  
おいては委員會にその定めるところによつて、部會を置くこ  
とができる。

部會は、委員及び臨時委員で、これを組織する。  
部會に部會長を置き、會長の指名する委員が、これに當る。  
部會に属すべき委員及び臨時委員は、會長がこれを指名す  
る。

第五條 會長は、會務を總理する。  
會長に事故のあるときは、副會長が會長の職務を代理す  
る。會長及び副會長ともに事故のあるときは、會長の指名す  
る委員が、會長の職務を代理する。

第六條 委員會に幹事を置く。  
委員會の幹事は、三重縣知事がこれを命ずる。  
幹事は、會長の指揮を受け、庶務を整理する。

第七條 委員會に書記を置く。  
委員會の書記は、三重縣知事がこれを命ずる。  
書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

第八條 前各條に規定するものの外、委員會の運用について必  
要な事項は、會長がこれを定める。

附 則

この規程は、昭和二十二年九月十五日から、これを適用する。

●三重縣告示第四百一號

三重縣衣料品小賣業者諮問委員會運督規程を、次のように定  
める。

昭和二十二年九月二十六日

三重縣知事 青 木 理

三重縣衣料品小賣業者諮問委員會運督規程

第一條 會議の目的及び場所は、會長がこれを定めて委員に通  
知する。

第二條 會議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを閉  
くことができな。但し、緊急の決議を要するときは又は予め  
會議の議決を経たときは、この限りでない。

第三條 會長は、會議の議長となり、議事を整理する。  
發言しようとする者は、議長の許可を受けなければならな  
い。

第四條 議事は、出席委員の過半数で、これを決議する。可否  
同数のときは、議長の決するところによる。

第五條 會長が必要と認めるときは、關係官公吏、その他委員  
以外の者を會議に出席せしめ、その説明又は意見を轉くこと  
ができる。

第六條 幹事は、會議に出席し説明をし、又は意見を述べると  
とができる。

第七條 議事要録は、會議の都度、幹事がこれを作成する。

第八條 この規則は、部會の議事についても、これを準用する。

委員は、會長の必要と認めるとき、又は予め會長の承認を  
經たときは、部會に出席して意見を述べることができる。

第九條 この規則に定めるものの外、委員會の運督について必  
要な事項は、會長がこれを定める。

附 則

この規定は、昭和二十二年九月十五日から、これを適用する。  
●三農委告示第十四号  
第十二回三重縣農地委員會開催の日時、場所及び議案を、次  
のように定める。

昭和二十二年九月二十六日

三重縣農地委員會長 青 木 理

一 開催の日時 昭和二十二年九月三十日午前十時

二 開催の場所 三重縣農業會安濃支部會議室

議 案

(一) 自作農創設特別措置法施行令第十條の規定による、市町  
村農地委員會の認可申請に對する意見具申について。

(二) 自作農創設特別措置法第八條の規定による、農地買取計  
畫の承認について。

(三) 自作農創設特別措置法第十八條第五項において準用する  
同法第八條の規定による、農地賣渡計畫承認について。

(四) 自作農創設特別措置法第七條第四項の規定による、購置  
裁決について。

(五) 農地調整法施行令第三十九條第一号の規定による、小作  
關係の斡旋について。

廳中事項

●依任辭令  
昭和二十二年九月二十三日

三重縣副知事	甲村 清
三重縣出納長	別所 多喜雄
三重縣事務吏員	山上 信重
同	渡邊 拾男
三重縣技術吏員	長谷川 良二
三重縣事務吏員	德永 秀夫
地方事務官	伊藤 清
三重縣事務吏員	綾野 仁兵衛
同	山本 壽
同	阪本 順
同	辻本 郁郎
同	佐々木 仁三郎
同	沖野 達一郎
同	小園 達男
三重縣技術吏員	宮澤 國九
三重縣事務吏員	加藤 成次
地方事務官	白鳥 喬
同	神麻 藤四郎
三重縣事務吏員	宮崎 三郎

(通)

同	三重縣技術吏員	奥井 亮三郎
同	三重縣事務吏員	西野 光一
同	三重縣技術吏員	栗本 香一
同	三重縣事務吏員	橋本 重雄
同	三重縣技術吏員	奥田 知英
同	三重縣事務吏員	島林 守英
同	三重縣技術吏員	山口 季男
同	三重縣事務吏員	富谷 三郎
同	三重縣技術吏員	山田 福三郎
同	三重縣事務吏員	小田 義之
同	三重縣技術吏員	岡田 實
同	三重縣事務吏員	五島 藤光
同	三重縣技術吏員	伊藤 輝雄
同	三重縣事務吏員	藤原 太郎
同	地方事務官	山口 廣司
同	同	中村 松次郎
同	同	岡田 信次
同	同	橋本 信次
同	同	松浦 弘
同	同	水野 鉄太郎
同	同	北野 幸郎
同	同	倉田 周平

昭和二十二年九月定例議會議事參與を命ずる

昭和二十二年九月十五日

三重縣副知事 中村 清

三重縣事務吏員 渡邊 雄男

地方事務官 德永 秀夫

三重縣事務吏員 山上 信重

三重縣衣料品小賣業者諮問委員會委員を命ずる

文部教育 地方教育

梅田 重雄

井上 吉助

宇仁田 吉助

大津 廣吉

吉川 外治郎

則武 伊太郎

瀧井 松十郎

國吉 文雄

九鬼 文雄

瀧井 松十郎

平井 好亮

大井 好亮

桑原 新吉

稻波 桑太郎

内山 志津雄

小林 原四郎

小園 操

三重縣衣料品小賣業者諮問委員會委員を命ずる

三重縣事務吏員 奥田 知英

地方事務官 岡田 雄次

三重縣事務吏員 原田 雄造

三重縣事務吏員 堀木 良一

高波 米三郎

鈴木 五左衛門

大庭 右矣

宇野 勝之助

後鳥 力

大野 茂三郎

杉 正一

野 八郎

岩 三郎

七家 善八

岩 三郎

山本 信次郎

山本 信次郎

山本 信次郎

石川 五三郎

水谷 マサチ

森平 清生

三重縣衣料品小賣業者諮問委員會書記を命ずる  
昭和二十二年九月十六日

同 松岡清治

三重縣醫師會會長 右田 誠  
三重縣立醫學專門學校校長 石川 日出鶴丸  
三重師範學校校長 伊藤 法俊  
高田本山法主 常磐井 堯祺

三重縣專附風病院院長 渡邊 篤  
三重縣專附師範組合長 田山 八十吉  
三重縣專附外科部長 浦上 和雄

日赤宇治山田病院院長 宇田 愛夫  
三重縣會警務委員長 野呂 顯太郎  
京都帝大助教 黒岩 武次

津區檢察廳次席檢察官 山本 威俊雄  
津地方裁判所長 小林 定雄  
津地方檢察廳檢察正 木下 由兵衛

縣立國兒學園院長 宮野 光雄  
高田中學校教諭 日野 清規  
三重縣工業試驗場長 森 清規

名古屋市大教授 杉田 直樹

三重縣犯罪科學研究會委員を委嘱する

同 地方事務官 徳永秀夫

同 山口廣司

同 橋本瑠璃

同 岡田信次

三重縣技術吏員 宮澤 國丸  
三重縣事務吏員 小園 藤一郎

### 通知照會

會第一二四五号

昭和二十二年九月二十六日

總務部 長

各課(室)長 殿  
各一課 長 殿  
各縣立學校校長 殿  
各市町村立中學校校長 殿  
各小學校校長 殿

千六百圓水準による一、二、三月分差額追給について最近の生計費の状態等に鑑み、官吏並びに縣職員に對して、別紙支給方針により千六百圓水準の一、二、三月週及に伴う差額が追給されることになったから、左記事項御留意の上支拂方措置せられたい。右通知する。

一、この差額追給を受ける者は、本年七月一日に在官職中の者に限る。但し、本年七月一日に在官職中の者でも、本年四月一日以降中間的に退官職した者については適用しない。  
二、この差額追給は、すべて本年七月一日現在の身分所属の經濟において負担する。

三、この度の差額追給は、千六百圓水準の給與の概算拂であるから、新基本給が決定せられた場合においては、その當時支給を受けていた本給又は給料と、暫定加給と、この度の差額追給のうち暫定加給の六割に相當する金額との合計額が新基本給よりも多額であつた者については、その差額に相當する金額は、當然これを還付せしめることとなるのであるから、この点特に職員に對し徹底せしめられたい。  
四、この給與に對する所得税の源泉課税の取り扱いは、次のようにする。

支給時期における賞與等所得として、所得税法別表第三所得源泉徴収額表(賞與等給與所得)の「計算の基礎となつた期間が三箇月の場合」により課税すること。(即ち三、一、二五圓未満は、一六%の税率となる。)  
五、この差額追給は、支拂期日の通知があり次第、速刻支拂できるよう、仕譯書を速かに調製して置かれたい。  
六、仕譯書の様式は、左記によること。

何月分千六百圓水準差額追給仕譯書

一金 圓 錢也 何某外何名代及自分共

一金 圓 錢也 現金支給高 何 某

一金 圓 錢也 所得税引去高

内 課

俸給額	暫定加給	家族臨時勤	給與既支給	追給現金支	所得	官氏名
時給	給並臨時勤	手当	給與既支給	給與現金支	税額	
時給	給並臨時勤	手当	給與既支給	給與現金支	税額	

### 備考

一、轉任轉勤等の異動事項は、備考として末尾余白(記入すること。  
二、各月別に作製すること。  
七、この支拂は、自由支拂とする。

### 「別紙」

千六百圓水準差額追給支給方針  
第一、受給者の範圍は、本年七月一日現在在職中の者であつて、且つ本年一月から三月までの間において、暫定加給の支給を受けた者に限ること。但し、内地外にある元軍人(徵集又は召集せられ、元軍人として内地外にある者を含む)軍属については、別途措置することとし、この給與は、これを支給しない。

(註從つて、本年七月一日に在職中の者であつても、四月一日以降あらたに任用又は採用せられた者には、この給與はこれを支給しない。  
第二、支給額は、次の各号によつて計算した金額の合計額から、本年一、二、三月分の給與として受けた總金額(俸給又は給料、臨時勤務地手当、臨時家族手当及びこれに對する暫定加給)を控除した額によること。

(註) 一月から三月までの暫定加給は、俸給、給料加給額、臨時勤務地手当加給額及び臨時家族手当加給額の三つである。

一 本年一、二、三月分として、現に支給を受けず俸給又は給料及びこれに對する暫定加給に相當する金額。

(註) 本年一月一日から三月三十一日までの間において、あらたに任用又は採用せられた者は、結局その在職日數に應じて、日割計算によつて計算した金額となる。

二 本年一月一日から三月三十一日までの間において、現に支給を受けず前号による暫定加給の六割に相當する金額。

三 百五十圓に本年一月一日から三月三十一日までの間において現に支給を受けず臨時家族手当の算出の基礎となつて各月の扶養家族員數を乘じて得た金額に相當する金額。

四 一乃至三の合計額に本年五月三十日會第七〇三號總務局長通牒による地区區分に従い、次に掲げる支給率を乘じて得た金額に相當する金額。

1 特別地域所在の官署、學校在勤者にあつては三割。

2 東京都(區)の存する區域(京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市及びこれに準ずる地域(前号にあたる地域を除く。))による官署、學校在勤者にあつては二割。

3 前各号以外の市及びこれに準ずる地域所在の官署、學校在勤者にあつては一割。

一月分から三月までの間において轉任又は轉職のため前項の支給率に異動を生じたときは、その翌日から改訂した支給率による。

〔九月一日から九月三十日まで〕

### 道路愛護月間

道路を愛しましよ

道路の清掃

破損箇所を早期修復

洪水に備えよ